

西成区「あいりん地域のまちづくり」 第68回労働施設検討会議 議事概要

1 日 時 令和7年2月27日(木) 午後7時00分～午後8時45分

2 場 所 西成区役所 4階 4-5・7会議室

3 出席者

(有識者3名)

福原大阪市立大学名誉教授

寺川近畿大学准教授

白波瀬関西学院大学人間福祉学部教授

(行政機関14名)

大阪労働局 平松会計課長補佐、大島職業対策課長補佐、ほか2名

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 佐々木参事、ほか6名

西成区役所 大場保健福祉課長、竹内総合企画課長代理、ほか1名

(地域メンバー14名)

山田大阪府簡易宿泊所生活衛生同業組合相談役

山田大阪国際ゲストハウス地域創出委員会委員長

山田NPO法人釜ヶ崎支援機構理事長

山田NPO法人サポータィブハウス連絡協議会代表理事

小林公益財団法人西成労働福祉センター業務執行理事

荘保わが町にしなり子育てネット代表

森下釜ヶ崎キリスト教協友会共同代表

穴沢釜ヶ崎反失業連絡会共同代表(代理)

山中釜ヶ崎日雇労働組合委員長

泊全日本港湾労働組合関西地方本部建設支部西成分会代表(代理)

稲垣釜ヶ崎地域合同労働組合執行委員長

水野日本寄せ場学会運営委員

ありむら釜ヶ崎のまち再生フォーラム(渉外担当)

小林住まいとくらしSOSおおさか実行委員会共同代表

4 議 題

就労福祉専門部会からの提案について

5 議事

(→: **ご意見等**、有: 有識者、国: 大阪労働局、府: 大阪府、区: 西成区役所、
セ: 西成労働福祉センター)

府 皆様、こんばんは。本日は皆様にご出席いただきましてありがとうございます。

労働施設検討会議も前回開催から1年ぶりの開催ですが、まず、開会に先立ちまして、当会議の委員を長年務めていただき、あいりん地域のまちづくりに貢献していただきました、元大阪府簡易宿所生活衛生同業組合理事長の委員、萩ノ茶屋第2町会長の委員、全日本港湾労働組合関西地方支部建設支部西成分会代表の委員がお亡くなりになりました。

ご冥福をお祈りし、哀悼の意を表するために黙祷を捧げたいと思います。
皆様恐れ入りますが、お立ちになられる方はご起立をお願いいたします。
それでは、黙祷。黙祷を終わります。ご着席ください。

有 本当にご無沙汰しています。

他の部会でお会いしてる方もいますけれど、労働施設検討会議という1年ぶりのこの場に参加して、なんかちょっと新鮮な気分になっているところです。

そうは言っても、大阪府から冒頭にお話しいただいたように、この間に、3人の方がお亡くなりになったということで、本当に残念な、あるいは悔しい思いをするばかりですね。

亡くなった方の思いをきちんと受け止めながら、この労働施設検討会議をしっかり前に進めていきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

そして1年ぶりの開催ですが、この間、特に昨年の5月に、センター周辺の土地明渡請求訴訟において最高裁の判決が出ました。

それを受けて、12月1日にあいりん総合センターの強制執行が大阪地方裁判所により実施されるという、こういう運びになった訳です。

当初、センター建替えについての計画がありましたが、これがずいぶん遅れる形になりましたけれども、ようやくその解体撤去工事が進められるという状況になってきたところです。

そういった状況を踏まえて、新労働施設の整備に関しては、基本計画が令和3年、もう4年前になるんですが、皆さんとともにですね、これを作成してきました。

そういった中で、一方エリアマネジメント協議会の就労福祉専門部会において、南側の新労働施設におけるワンストップ相談窓口等についての提案を今回いただくことになりました。

それを受けて、この場でしっかり皆さんと議論を進めていきたいというふうに思っております。したがって、まず本日は、総合センターの強制執行等のことについて報告をいただき、それを踏まえて、その後ですね、エリアマネジメント協議会の労働福祉専門部会からの提案を西成区役所さんからいただいて皆さんと議論を深めていきたいと思っております。

また今後についてもいろいろ議論いただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは次第の議題2ですね。労働福祉専門部会の方からの提案について、その前にこれまでの振り返りですけれども、前回の会議も1年前になりますが、簡単にどんなことをやったのかってちょっと共有しておきたいと思っておりますので、振り返っておきたいと思っております。

お手元に第67回労働施設検討会議議事要旨がありますが、こちらの裏面に概要がでています。前回は、西成労働福祉センターにおける新たな取組状況の報告ということで、西成の労働市場、日雇労働の状況が大きく変わっていく中で、それを踏まえてセンターとしてこういう取り組みをやっていると考えているということで、新たに走り出した取り組みを報告いただきました。

それを踏まえて、各委員からいただいた意見を紹介するのですが、今回は省きます。

私の方でまとめさせていただいたのが、今後の対応ということで裏面の下のほうに上がっています。

矢印がついているところですが、ちょっとこれはもう読むだけで済ませておきたいと思っております。労働市場の多様化、日雇労働市場の縮小の中でそれらを活性化していく取り組みを西成労働福祉センターは始めている。

特に困難を抱えている人々には、ニーズに合わせた求人開拓、就労だけでなく、生活の領域も含めた相談対応など新たなチャレンジに取り組んでいく。

そしてこの1年、センターで本当にいろんなことを実施してきたことに驚くばかり、本当によくされてるなと思うが私のまとめですけれども、まだまだ各課題を受けて、それをしっかり受け止

めてさらにいいものを作っていたいただければと思うので、まとめさせていただきます。

これは1年前のまとめですから、この1年間、またセンターの方でいくつか取り組みを深めていって行っているところもあると思います。

その辺りを今後の府さんから報告いただく内容にも直接関わってるところが多いので、ちょっとこの1年間、センターの方で取り組まれることを簡単に結構ですので、ご報告をいただければと思います。

セ はい。西成労働福祉センターからご説明させていただきます。

前回の会議の際に、私まだここに着任しておらずに、前任者から、2月26日の日に、取組状況ということでこの場でご報告、ご説明をさせていただいたと聞いております。

あいりん地域を取り巻く状況ということで、やはり非常に日雇労働者の方の高齢化とか、あるいは多様な生活困窮者層の流入、あるいは外国人の増加といった、いわゆる諸状況の変化によって、労働市場の多様化になっているという状況を踏まえ、センターとして取り組むべき方法ということで、7つの方向性を挙げさせていただいて、重点的に取り組んでいるところであります。

7つの部分と振り返りということでございますので、1つ目が、多様な求人とその関連情報を充実させるということ。

2つ目が求人情報の発信を強化していくこと。

3つ目が求人開拓の強化。

4つ目が地域における就労正常化の促進。

5つ目が総合受付窓口の設置。

6つ目が他機関との連携の強化で、七つ目といたしまして、外国人労働者支援の充実で、この7つの項目に沿って就労支援の拠点化を目指していくことで挙げさせていただきました。

簡単にということですので、個々については申し上げますが、多様な求人やその関連情報の充実については、やはりいろんな求人をですね、短時間の勤務あるいは色々な業種も含め、現在、多様な求人を獲得できるように、取り組んでいる状況でございます。

情報の発信の強化について、センターナビあるいはLINE公式アカウントという媒体も活用しながら、その発信を今現在行っているところでございます。

あと新機能の追加ということで、見ていただくに当たり、例えば急募現金の求人があるという機能の追加とか、より求職者の方にとって、よりの確に情報が伝わるように、センターとしても取り組んでいるところです。

後ほど今回議題になっておりますが、総合受付窓口の設置で、就労に関わるまでの間に、様々な課題をお持ちの方もいらっしゃるという状況を踏まえて、トータル的にやっていくということで、総合相談窓口も設置をしながら、今現在取り組みをしておりますし、他機関との連携強化も今後、より重要になってくるということで取り組みを進めている状況でございます。

現在その辺を検証しながら、引き続き一定の成果も上がっているものもございしますが、引き続きセンターとして取り組んで参りたいというふうに考えております。

以上です。

有 はい、どうもありがとうございました。それでは次に進みたいと思います。

冒頭お話したように、あいりん総合センターの強制執行について、府からご報告いただくということですのでよろしくお願いします。

府 それでは、この度の12月1日の強制執行に関して、簡単にご報告させていただきたいと思えます。

まず土地明渡請求訴訟から強制執行までの経緯ということで、令和2年4月に大阪地裁に土地明渡請求訴訟を提起いたしました。

令和3年12月に大阪地裁において、府勝訴判決いただきましたが、仮執行宣言は付きませんでした。

令和4年12月大阪高裁においても、大阪府勝訴の判決をいただきましたが、同じく仮執行宣言は付きませんでした。

令和6年5月27日に、最高裁決定で大阪府の勝訴が確定したところです。

そして令和6年12月1日に大阪地方裁判所の執行官による強制執行が行われたという経緯でございます。

これまでの動きとしては、最高裁の判決確定後は、国、大阪労働局ですね。

大阪府、大阪市は福祉局とか西成区役所が連携して毎週巡回し、占有者の方々に建物の危険性を伝えるなど、自主退去を求めて来るとともにですね、移動先の確保や生活保護への誘導等の福祉的な支援に繋げる取り組みを進めてきたところです。

しかしながら、退去をしていただけなかったことから、やむを得ず大阪地方裁判所に申し立てを行い、令和6年12月1日に大阪地方裁判所執行官による強制執行が行われました。執行当日は大阪市において相談窓口を設置しました。

退去いただいた方については、本人同意の上、相談窓口案内し、希望を聞き取りした上で、一時的な移動先として、大阪府簡易宿所生活衛生同業組合やサポーターズハウス連絡協議会の協力のもと、近隣の宿泊場所などを提供したところです。

その後大阪市により、今後の生活に関する相談を受け、生活保護などの福祉的支援に取り組んでおります。

搬出した目的外動産につきましては、大阪地方裁判所の執行官により、令和6年12月25日まで保管し、バスなどの車両の他、保管場所に引き取りに来られた債務者、占有者の方には引き渡し済みでございます。

引き渡しができなかった動産については、執行官の指示に基づき、業者が処分を行ったところです。以上、簡単でございますが、執行の報告に代えさせていただきます。

有 はい、どうもありがとうございます。今、ご報告いただきましたが、何かご質問とかご意見ありますか。

→ よろしいでしょうか。私達が所有している、緊急避難用バスには、そこもダンボールに本人が荷物を入れたままですね。

あれを詰めた人物は？バスの中の荷物をダンボールに詰めたのは警察ですか。

それとも、大阪府の職員ですか。なんでダンボールに入れたままにしたんですか、元に戻さなかったのですか。

私らが所有している物もそうです。宣伝カー、私達所有しております宣伝カーについては色々なところの線を抜かれています。

元に戻してもらってない。これは誰がやったんですか。はっきりしてください。

有 先ほどの府の報告では、大阪地方裁判所の執行官という話でしたけども、その後もう少しお話いただければ。

府 はい。今、委員の方からご質問がありました、執行に当たりバスにあります荷物がダンボールに詰め込まれていたということですが、これらにつきましては、全て大阪地方裁判所の執行官が行いました。同じく配線等の操作につきましても執行官が行ったものでございます。

以上です。

→ 大阪府に連絡をしたら、「何で線を抜いたのか、元に戻してくれ」と言ったら、「ちょっと連絡してみる」と言って、大阪府から連絡があって、「その線を抜いたのは、そこを触って入れてもらったらわかりますって」と言ったので、私はやりましたよ。

誰ですか。宣伝カーのバッテリーの線抜いたのは。なんで元へ戻さなかったのですか。

執行官がやったというふうには思いません。全体的な責任は裁判所の執行官だと思いますけど、実際にやったのは誰なんですか。

あんなことしたの。執行官は1人しかいないよ。全部やったのですか。ええ加減な返事したらあかんよ。

府 まず、執行官は多数の執行官が来られています。おひとりではありません。

あと、配線等の対応については、執行官の指示を受けた業者が行っていると思っております。

執行官が直接線を抜いているということではなくて、指示を受けた補助事業者が行っているということでございます。以上です。

→ だからそれは誰なんですかと聞いている。何で元に戻さなかったんですか。

有 はい。ここではその名前聞かれても答えられる人は誰もいません。

→ 調査して。連絡があったんやから。

有 それは間を繋いだけであって、基本、裁判所の執行官と業者の中でどなたかがされたということになると思います。

それ以上のことはここでは答えようがない。だからもし、もっと聞きたいということであれば、裁判所の方に問い合わせさせていただくしかないと思う。

→ 違う。大阪府に連絡してくださいって紙があったやない。

有 大阪府さんは間を繋いでるということです。

→ 何を言ってるんですか。

有 以上ですのでよろしく申し上げます。他、何かご意見、ありますか。

→ ああいうようないやらしい嫌がらせしたらいかんよ。それだけ言うとか。

有 はい、ありがとうございます。他ないですか。はい、じゃあ次の議題に進みたいと思います。次の議題に進みたいと思います。

今日のメインである就労福祉専門部会から提案ということで、西成区役所さんの方からよろしくお願いいたします。

区 はい、ありがとうございます。

就労福祉専門部会におけるワンストップ相談窓口の議論について就労福祉専門部会の事務局を務めさせていただきました西成区役所からご説明させていただきます。

まず、資料の確認をお願いいたします。

水色のA4横サイズの資料が一つ、A3サイズの資料1、資料2-1、2-2、2-1の後ろに2-2が綴じられております。

続きまして、A4縦サイズ1枚ものの資料3で最後に就労福祉専門部会の議事要旨となります。

これらの資料につきましては、12月19日に開催された就労福祉専門部会の資料であり、少し抜粋ではあるんですけど、ワンストップ相談窓口等について、労働施設検討会議で申し送る内容について確認いただいたときの資料です。

ご説明につきましては、水色の資料を中心にさせていただきますので、こちらをご覧ください。

就労福祉専門部会へもご出席いただいております方々におかれましては、内容が重複することになりますが、ご容赦ください。

ではまず、1ページ目、これまでの検討の流れと今後の予定です。

ワンストップ相談窓口につきましては、当初労働施設の中に就労を中心とした多様な相談機能を設けるとして、ワンストップ相談窓口というワードが出ておりましたが、一方で、就労を中心としたワンストップ相談窓口で全てを受け止められるのかという懸念が示され、住民の福利、福祉課題がある方に対するもう一つのワンストップ相談窓口も必要ではないのかという議論提案

がなされました。

地域圏においてワンストップ相談窓口というものが、就労という側面でも福利という側面でも必要ではないかという状態、そして就労のワンストップ相談窓口が南側施設に設けるのであれば、福祉のワンストップ相談窓口は北側施設でしようかという状態になっておりました。

これが資料1 ページ目の左端の令和2年3月のまちづくり会議のときとなります。

そして同年10月、まちづくり会議において、各々がワンストップ相談窓口に対してお持ちのイメージが多様であるため、議論を深める場を作りましょうとされ、福利にぎわい会議においても、住民の福利におけるワンストップ相談窓口については、就労福祉専門部会において検討を進めることを確認され、就労福祉健康専門部会、今の就労福祉専門部会ですね。

こちらにバトンが渡された形になりました。そして就労福祉専門部会においては、より実務的な議論が必要であると確認され、各主体の代表的な立場の方々が集う就労福祉専門部会の場ではなく、より実務に接しておられるの方々によって検討していただくべく、就労福祉専門部会のメンバーに推薦いただいた実務者で構成するワーキンググループにおいて検討が行われました。

ワーキンググループは、令和5年の3月から令和6年の11月まで計8回開催され、ここで検討した結果が、先の12月19日に開催された就労福祉専門部会において報告され、確認を受けたものです。

そして就労福祉専門部会より、ワンストップ相談窓口等について、労働施設検討会議と福利にぎわい検討会へのご報告としてのこの場に至ります。

こちらが簡単ではございますが、これまでの議論の経過となります。

次に2 ページ目、今回ワーキンググループでの議論結果を就労福祉専門部会での確認を経て、この労働施設検討会議で報告される形になりますので、まずワーキンググループの設置目的をご紹介します。

あいりん総合センター跡地などにおいて国、府が有する就業支援機能、大阪市が有する福祉支援機能を活用して、ワンストップ相談窓口を設置することが求められており、この内容を、具体的、専門的な見地から検討し、ワンストップ相談窓口を設置する目的に即した効率的、効果的な運用に資する案を策定していくために、ワーキンググループを開催すると、こちらが元々あった労働施設に求められてたワンストップ相談窓口を指します。

そして下段、また、このような国、府、市による就労と困窮者支援などのワンストップ相談窓口に加えて、各種福祉支援等に係る新たな福祉相談窓口もこのワーキンググループで検討すると、こちらが新たに求められたワンストップ相談窓口を指します。

これらについて、ワーキンググループにおいて議論を進めていくことと確認されました。

次に3 ページ目ワーキンググループにおける議論の経過を説明します。

ワーキンググループにおいては、まず地域にどのような困り事を抱えた方がおられ、窓口にこられるのか、具体的な来訪者イメージをメンバーの知識、経験をもとに洗い出し、それら各来訪者像についてワンストップ相談窓口というところでは、どのような対応が必要となるのかを話し合うこととしました。

そうしますと、日雇い労働者、ホームレス困窮者、障害者、刑余者、薬物依存、就職困難、ひきこもり、DV、高齢者など全部で52の様々な来訪者イメージがなされました。

これが資料1 となります。ちょっと大きいですが資料1 をご覧ください。

表の中の水色列①主体②規模③相談内容 3-1、3-2 の短期的、長期的な内容につきましてはワーキングメンバーよりいただいた内容です。

緑色のネットにつきましては、それらを一旦事務局で整理させていただき、ワーキングの中で確認を行った項目です。

これらの事項の中には、事例の中には、生活保護申請中の方や障害手帳を必要とする方のよう
に、相談窓口ではなく、区役所窓口で対応すべき事例や、児童、妊娠中の女性など専門性を持
った窓口で対応されるべき事例も含まれていたため、一旦整理を行い、就労か福利のいずれかの相
談窓口での対応が望ましいと考えられる。

28の来訪者イメージについて具体的に検討を行うこととなりました。

この28事例が、資料1の6ページ2行目までに掲載されている来訪者イメージとなります。

これらをそれぞれの事例ごとにどのような支援が必要か、どのような困難があるかなどを話し
合った結果、28事例中26事例5ページ目の最後まで26事例については、就労支援、もちろん
就労だけでは解決しない問題もありますが、一定程度就労が対応の鍵になりうる事例と整理され
ました。

いくつか事例を紹介させていただきますと、1ページ1行目にあるような、失業中で所持金も
少なく野宿状態であるような方々については、短期的には現金収入のあるお仕事を紹介し、必要
に応じてシェルターや医療機関へ連携し、長期的には生活の安定に向けた相談対応を行う必要が
あるとご意見をいただきましたが、これはまさに現在のあいりん型相談の延長線上にある相談で
はないかと整理されています。

また、2行目の住むところがない、お金がない、食べ物がない生活困窮者も短期的には働ける
方であれば、日雇いや特掃などを紹介し、長期的には生活の安定に向けたフォローが必要とされ
ていますが、この事例などは、労働施設における相談のモデルケースのような内容ではないかと
整理されています。

また、2ページ目の3行目。

NO. 11に挙げられているような刑余者の方や、5ページ目のNO. 24に挙げられているようなD
Vを受けてこられた女性などにつきましても、相談内容自体は多岐にわたると考えられますが、
就労により一定の課題解決が見込めるのであれば、労働施設の相談窓口の支援に馴染むものでは
ないと整理されています。

一方、6ページ目の1行目2行目に挙げられた生活保護の単身高齢者や1人での生活に困って
おられる高齢者のような場合は、南側施設でも北側施設でもなく地域にある専門窓口にある包括
支援センターでの支援に馴染むのではないかと整理されています。

ここで一旦水色の資料に戻ります。

このように28事例を確認していった結果、26事例は就労と困窮者支援が問題解決の糸口にな
りうる。つまり南側窓口での支援に馴染むものとして整理されました。

さらに、ワンストップ相談窓口等として必要とする機能を整理していきました。

これが資料2-1になります。お手数ですが資料2-1をご覧ください。

それぞれの来訪者パターンごとにワーキングメンバーより出された意見をまとめたものが左
端の①の例となります。

そしてその意見を右に②、③と必要となる要素別に分解していき、最後に④でワンストップ機
能、ワンストップ相談窓口の対応として、必要とする要素を抽出したものです。

このように、ワーキング各階で出たご意見をできるだけ漏れが出ないように拾い上げるよう努
めました。

また、この④は、各来訪者パターンごとに作られておりますので、パターン間で重複がありま
す。それを配したのが資料2-2です。その資料の3ページ目でございます。

重複をなくしてまとめました結果、全部で40項目となりました。

ちょっとここでは1個1個が読み上げる時間がないので、また詳細はお戻りになられてからご
確認いただければと思います。この内容をまとめましたのが、水色資料の4ページ5ページにな

ります。

必要とする求められる相談窓口機能などについて、①課題に応じて必要な機能に連携を行う。

常に新規相談者が来訪する窓口という性格上、ある程度の対応以降は連携先となり、新規の方への対応を進める必要がある、そのため目的とする機能がよそにある、より専門的な機能を持つ主体が他にある、長期間の対応が必要な事項は、相談窓口での解決ではなく、適切な主体にリファーすることでの解決を目指す。

相談窓口の対応としては、対応方法や連携先を見極めるための丁寧な聞き取り相談や連携先との調整、必要に応じて連携先への同行を行うなどを想定しております。

次のページ、②相談窓口の設置については、相談窓口の場所は南側施設、新労働施設に馴染むという整理の他に、後ほど説明しますが、北側施設に入れる居場所機能などを求めるご提案もありました。

③組織としての取り組み体制の構築として、相談員間の情報共有や地域の支援主体などを含めた連携が可能となるようなネットワーク構築が必要。

④窓口の設計に関する事柄として、来訪者の訪れやすいが、窓口担当者などの安全に配慮した設計を求める声がありました。

言葉でのご説明ではイメージがわきにくいと思いますので、相談窓口の動きを図で示したものが6ページ目になります。相談者が生活に困って相談に来られたら、ワンストップ相談窓口で状況を聞き取り課題を見極めます。

課題の解決に必要なことを確認します。

困窮者の支援相談を行います。課題の解決に必要な機能を有する支援主体に連携します。

支援主体の側ではそれぞれにできることを行っていただき、解決すれば、もちろんそれでよし。

他に課題が見えてきた場合などは、再相談、フィードバックという形でこのネットワークでの解決を目指そうというものです。

また、7ページ目にあるように、このネットワークを活用して、ボランティアや中間就労ができれば正規雇用など新たな仕事を生み出すプラットフォームとなればと考えています。

ここで相談窓口と各主体の関係を示したものが資料8ページとなります。

ワンストップ相談窓口と地域の各主体でネットワークを構成し、相談者の課題解決だけでなく、地域全体での支援と地域の支援力、能力の向上を図るとしてしています。そして資料の9ページをご覧ください。こちらは、この取りまとめに対するワーキングメンバーのご意見をまとめたものになります。

詳細につきましては、資料3で意見のポイント整理を行っておりますので、また申し訳ないんですけど資料3をご覧ください。

ご意見としては、相談窓口の機能、役割に関する追加的意見として、アウトリーチや連携などの同行のあり方、相談員へのケア、育成に関するもの。

相談窓口の形に関するものなどがありました。次に居場所機能などを求めるご意見もありました。

そして南側施設、北側施設における機能の分担について、南側施設のワンストップ相談窓口とは別に、居場所機能を北側施設に配置し、両方で幅広い受け止めを求めるご意見がありました。また、相談窓口を南側施設に集約することに対するご懸念もありました。

そして南側施設への提案として、生活保護の窓口、結核検診の機能を求めるご意見があり、また、北側施設に隣保事業の配置を求めるご提案がありました。

これらを水色資料の9ページ、10ページで書かさせていただいております。

続きまして、相談窓口と地域との連携について、窓口と地域の団体が連携して対応を考える場

や窓口の人員と地域の支援者がともに技術や知識の向上を図ることができる場を求める意見などがありました。

また他都市事例として、尼崎にある子育て支援の例や、名古屋にあるソーシャルカフェの事例提供をいただきました。

尼崎の事例につきましては、この資料の水色資料の方の最終ページにも記載しておりますので、また後ほどご覧いただければと思います。

その他としては、対象者を医療機関連携する際に配慮すべき事柄などへの意見がありました。そして、これらを受けまして、水色資料の 11 ページに今後の取り扱いについて記載しております。

大半の相談は南側施設のワンストップ相談窓口で集約できるという方向にはなりましたが、相談に至らない方への対応も必要とのご意見もあったことから、しっかりとした相談機能が南側に集約し、北側では緩やかな関わり機能として、居場所的な機能を配置する方向で、ある意味、両者を合わせてワンストップ相談窓口という言い方もできるとは思いますが、その言い方だと、ややこしいこととなりますので、名称としてのワンストップ相談窓口は南側と表現しております。

そして南側施設につきましては、ワンストップ相談窓口と提案のあった福祉的な支援機能や、元々配置される予定である労福センターさん、職安さん、ホームレス就業支援センターさんなどと合わせ、就労福祉の総合機能を持った建物として、労働施設検討会議で検討。

もちろんワンストップ相談窓口の機能としては、ワンストップワーキングで議論された内容や取りまとめ案に対する意見をくみ、現実的なスペースだとか経費だとかの折り合いについて議論を進めるよう申し送ることとされ、北側施設につきましては、居場所機能や福利施設として検討されている 1,044 ㎡の配置などとあわせて福利にぎわい検討会議で検討を進めるよう申し送るといことが就労福祉専門部会で確認されました。

なお、南側と北側のイメージを 12 ページに図で記載させていただいております。

しっかり困りごとがある方は、南側の各種専門的機能で受け止め、困り事を自覚していない方につきましては、北側の居場所機能や福利機能で、緩やかに関わる中で、もし課題が見つければ、南側の相談窓口などに連携するという形で、左側の北側施設から南側施設に向けた矢印はそのような趣旨です。

南側施設と北側施設のトータルで、幅広いニーズに対応できればとなっております。最後のページでは、先ほど触れました尼崎の例と、ワンストップ相談窓口の例として沖縄の例について記載しております。

詳細まではちょっとこのページでは書ききれませんが、よろしければまたご参考いただければと思います。

これらが 12 月 19 日の就労福祉専門部会で確認されたことであり、資料 11 ページに記載の通り、労働施設検討会議においては、ワンストップ相談窓口の内容や生保相談窓口や結核検診機能の配置可否の検討を進めていただきたいと考えているところです。

以上、長くなりましたが、ワンストップ相談窓口に関する議論の状況と労働施設検討会議に託された内容のご説明となります。

続きまして、こちらは就労福祉専門部会からの提案事項にある新労働施設内への生活保護相談窓口や結核検診機能の配置について、これはメンバーの方々の方からのご提案ではあるのですが、そもそも西成区としてはこの提案に対してどのように考えているかをご説明させていただきたいと思います。

ちょっと話手が変わります。

区 私の方から口頭になりますが、今申し上げた総務企画課の方から話がありましたこの資料の 9

ページ、南側労働施設の方に、生活保護の窓口および結核検診機能の提案についての西成区としての考え、申し上げたいと思います。まず生活保護と結核の状況についてということでご報告させていただきますと、ちょっと古い数字になりますが令和5年時点の数字で、まず生活保護の受給率というか保護率ということで人口における生活保護の受給者数ということで日本全国は1.6%、100人に1.6人ぐらいになっております。

ところが、大阪市はそれよりも高くて4.7%ということで、20人に1人弱ぐらいで、ところが西成区では約21.5%、5人に1人ぐらいが人口において生活保護を受けておられる状況になっておりまして、加えてあいりん地域という、ちょっと町名で取り出していただいているところあるんですが、そこに行きますと逆に43.5%ということで、そこにおられる方の4割強が生活保護になっているという状況です。

ですから今数字申し上げましたように、全国の約25倍、大阪市でも10倍近く西成区でも2倍以上の生活保護の受給をあいりん地域にあるということになっております。

ちなみにあいりん地域を除いた西成区全体でも約17.4%ということで高い状況にはなっておりますが、あいりん地域がその中でも高いと。

ちなみに大阪市の保護率先ほど申し上げました4.7%というのが全国の1.6倍高いですが、指定都市中核市の中でも大阪市全体でも生活保護受給率高い状況になっています。

続きまして、結核についてということで結核罹患率という人口10万人に対する新登録患者数で示す数字というのがあるんですが、これも全国では8.1と人口10万で8.1あるのが、大阪では18.3ということになっております。

ちなみに西成区は78.5ということで、加えてあいりん地域では148.5ということでこの数字につきましても、あいりん地域の結核罹患率、全国の約18倍、大阪市でも8倍、西成区でも2倍近い数字になっているということで先ほどご報告させていただきました生活保護の受給率に加えて結核の罹患率もあり、あいりん地域高い状況になっている。

そういう状況の中で、今回、労働就労に関する困りごとを抱えた方への支援においてということで、まず就労もありますが生活の安定も重要な要素である場合、考えられるですが、やはりこのような環境においてはやはり地域の状況とかを考えると、やはり就労とかあるほど来られた方についても生活の安定も重要な支援の内容になるのではないかと、病名での支援が必要で、加えて福祉局等で日雇い労働者等に対する地域で実施している高齢者の特別清掃事業、いわゆる特掃やあるいはあいりんシェルターとか、三徳寮のケアセンターとかの利用にあたっては、結核検診を受けてからというのが必要になっているということで、やはり今の率を考えますと、地域における就労支援とか、結核検診やっぱり密接な関係、あいりん地域では就労を進めるに当たっては、関係が深いというふうに考えております。

ですから、就労支援と生活保護の相談、結核検診の3機能はもう密接な関係にあって、現在地域における生活保護の相談、結核検診については基本のご承知かもしれませんが、西成区の保健福祉センター分館、旧市更相になるんですが、保健福祉センターの分館でも、結核検診並びに生活保護の相談会をあいりん地域の方を中心にさせてはいただいているんですが、そこがご承知のように施設、労働施設はちょっと分館の方が東の外れになってしまっているんで、ちょっと場所がわかれているという状況です。

今後新労働施設として、やはり強力的に就労支援を進めていくにあたっては、繰り返しになりますがやはり生活保護の相談とか結核検診とかという3つの機能を密接にやっていくことそれを今申し上げた通り、やっぱり距離的にも物理的にも近いところでやっていく必要があるのではないかと考えております。

ですから現状ではちょっと本市どこかにまた追加でそういうのを設置するというのは困難で

あるので、今申し上げましたように、西成区の分館の結核と生活保護の相談の部分については、機能移転という形でちょっと新労働施設の方に移設しての対応というふうに考えたいと思います。

それを行うのが可能になるとなれば、もう繰り返しになりますが、就労支援と生活保護相談、結核検診の連携により、これまで以上に効率的かつ取りこぼしのないような支援が可能になるのではないかとということで、当方としては考えているところでございます。

すいません、私からは以上でございます。

有 はい。大変詳しくご説明いただき、私はこの部会のメンバーでもあったわけで理解できたんですけど、ただたくさんのお話なので、なかなか伝わらないところがあるかもしれませんが今後またいろいろ頑張っていきたいと思います。

そしてこの就労福祉専門部会ですね、部会長を務めてらっしゃった有識者からも少し補足いただきたいと思います。

有 はい、まず先ほど西成区さんの説明ありがとうございます。

淡々と説明されましたけれども、かなりすごいことだと思います。

一連の会議でやっていましたけど、ここまで区役所さんとして明言されたのは初めてじゃないかなと思います。

おっしゃられた内容については、この間の地域の委員さん、今日来られてる方々含めてたくさんの方が意見してきたことなんですね。

要するに支援する際に場所が離れてるとそこに繋いでいく間に時間がかかりすぎたり、あるいは支援の手から離れてしまうというようなそういったケースも散見されるということで、やはり一体的に支援をしていける方がいいと、空間的にも近接してる方がいいというような議論もあつた中で、かなりおそらく行政間で踏み込んだ議論をしてくださったのかなというふうに思います。

まず僕はすごく嬉しいなと思っています。

要するに今までずっと時間かけて議論してきたことが、このような形でまだ実現をしていませんが、実現の方向に向けて動いてくださっているということを知って安心しました。

ありがとうございます。僕から補足することはほとんどないんですけども、この8回に渡って、昨年度、労働施設検討会議がほとんど行ってないんですけども、その裏面というような形で、ワンストップ相談窓口の議論をかなりやってきたんですね。

ここに参加されてるメンバーさんも数名一緒に参加した訳ですけども、これまたすごい踏み込んだ議論、小グループを三つ作って有識者委員も入り、区役所の職員も入っている感じで、みんなで議論をしていて、そしてかなりボリュームミナな状況ですけども、たくさんのお意見が出てきたんです。

このたくさんのお意見を出してくださった皆様に本当に心から感謝したいと思いますし、また、かなりたくさん出た意見をですね、整理してくださった事務局ですね、これも多大な労力がかかったと思います。それをすごく分かりやすく図示していただいているというところで、また分からなければ、どういう意味っていうのがあれば、委員の皆様は事務局に確認いただければいいかなというふうに思います。

かなり深く理解していただいているというふうな印象を持っていますし、これができたらすごくいい支援が全国にも胸を張れるようなセーフティネットが作れるんじゃないかなというふうに期待をしておりますので、一緒にですね、これまでやってきたんですけども、これからはですね、皆さんの応援をいただきながら、いいセーフティネットを作っていきたいなと思っていますので、よろしくお願ひします。僕の方からは以上です。

有 はい、どうもありがとうございます。

繰り返す必要はないんですけども、本当にこの作業を大変だっただろうなと思います。私も参加させていただいて、1委員ではあるんですけども、本当に逆に勉強させてもらうようなことも結構多くて、支援のあり方についてこの地域のいろんな支援組織の人たちの日頃の努力が、なんていうのかな、具体的な形として、この地域も定着してるなというのが分かったし、それをさらに一段高めていくにはこのワンストップ相談窓口というものをしていくことが求められているというふうに思いました。

提案の基本は、相談窓口の内容を仕事、困窮者支援のこの一本化の窓口を南側の中にどういふふうな形で定着させていくのかって話と、もう一つは、福祉的な支援機能も生活保護の相談窓口、結核検診の就労との一体的な実施というふうな形で提案があったわけですけども、それをどういふふうに受け止めるのかということであったと思います。

まだまだ分からないこともですね、お聞きしたいこともたくさんあると思うので、そういったところでいろいろご意見をまずいただければと思います。いかがですか。

→ 市の方が、さっき説明あったんですけど、大体どれぐらいのスペースをイメージされてるのかと思ひまして。

例えば、今までの労働施設が4階建てでそれぞれエリア決まってるじゃないですか。

2階あたりでちょっと空白があるんですけど、そのエリアぐらいで収まるのか。

あるいはワンフロア分がまたいるんじゃないかと思ひましてね。

市のいろんな政策を遂行していく上ではですね、どういうどれぐらいの規模をイメージされてるのか。

それが一点と、分館との兼ね合いはどうするのか、ということですね、もう一つは。分館は分館にそのまま残すということですよ。

だから新しい労働施設の中にそういう福祉的な機能をどれぐらいの規模でやるのか、ひょっとしたらワンフロアぐらいいるのかなと思ひたりしたんですが、そこら辺はどういふふうなイメージを持ってるのかちょっと教えてください。

有 詳しくは、また区役所の事務局なり大阪府さんから説明があるかもしれませんが、この間ですね、ワンストップの議論をしていく中で、具体的な空間ですね、どれぐらいの規模が必要なのかって議論はやっておりません。

まずは機能の話を中心にやってきました。

これからだと思います。労働施設検討会議等ですね、既に計画されているものがありますけれども、そこからどれぐらい変わっていくのかっていう議論をしていくかなというふうに思ひますので、今の時点では先ほど申し上げたように、規模の話っていうのは細かく詰めておりません。いかがですか、大阪府さん、それで大丈夫ですか。

府 はい。

有 何か補足があれば、事務局なり大阪府さんも、補足いただければと思ひますが。

→ もう一つはね、増やすとして、増やさんとあかんとなった場合、上積みしてでも充実させるためには予算を増やしてね、やる気があるのかとかね。

有 それは、ちょっと分かんない。

→ どうしても従来の箱物で抑えようとするのか、必要があるならば、上乘せしてもいいんちゃうかとか、そういうふうなことを言われてるとか言われてないのかも含めて。ええもん作るんやたらね。

府 今、府の財政課の方からの査定は約8,000㎡という面積があります。これについては、機能が仮に増えたとしても、この面積を増やすつもりはないというふうに財政課当局の方からは言われています。

有 今、報告いただきまして非常にかなり前に進んだなっていう印象があります。

私の立場としてはこれからさあいよいよ労働施設、新しいセンターのどの部分で、どういふもんを入れ込んでいくのかっていうことがこれから具体的にしていけないといけないなって今思ったんですけど、今まさに委員が言われたようなことはこれから議論すると。

ただし、今の8,000㎡ということに関して言うと、いろんな今用意されてる市のエリアっていうのはあんまり大きくないんですよ。

今、玄関口1階部分の入口にもカウンターぐらいしかありませんし、2階には一応エリアはありますけれども、それが大きくなる。でも、今回これだけの機能を入れるってことになるとどのように組み込んでいくのかっていうのは事前の計画から一定変えていけないといけないだろうなと思います。

ただし、空間ボリュームとしては比較的待合とかいろんな部分で空間量はあるかと思うんですが、これは足りるか足りないかって本当に機能をどれだけ組み込むのかによっても変わってきますので、ちょっとその辺りを大阪市さん、皆さんですね、どのぐらいのボリュームがいるかと逆に議論していただいて、それであの、詰め込んでいこうなと思います。

あと少しこれは大阪府さんも言いにくいと思いますけど建設費が上がっておりますので8,000㎡が担保できるかどうかちょっと心配してますけど。

ただ、それはやると、8,000㎡は担保するって今お話なのでその中でどれだけできるかということもあるかなと思います。

→ このイメージをやろうと思ったら、1人や2人配置してね、形だけ整えても仕方がないと思う。

有 実際はね、はい。

→ 人員を配置してやらないとうまくいかないんじゃないかな。

有 はい、ありがとうございます。

西成労働福祉センターの日雇労働に関する求人求職の規模が縮小してるんですね。

もちろん一方で、新たな課題が生じておりそれにきちんと対応していくというこういう流れの中で、いわゆる紹介業務に割くスペースがひよっとすると少し小さくても可能なのかなと。

あくまでも仮定ですのでそれがいいというふうに言ってるつもりは全然ないんですけどもそのあたりの検証ね。

そしてまた、ホームレスの特別措置法がありますが、これがどういうふうに使われていくのかっていうことに伴ってホームレス支援の予算的な部分も絡みつつ、そしてまた利用者の数字もきちんと勘案しながら、その規模ひよっとすると小さくて済むかもしれないみたいな話ですね。

あと前々から議論している一体的事業実施の話、国さん、労働局さんの関わっての支援の取り組みの枠組みですよ、これをどういうふう構築していくのかっていうふうな話。

こういった複数の課題をちょっと数字、最終的にきちんと落とし込んで、その中でそれぞれの支援の機能がきちんと回るというふうな言葉を、ちょっと時間かけて今後検討していく必要があるかなというふうなことですよ。

そういう意味ではそれぞれの関係者の皆さんたちには丁寧に今言ったような事業のなるべく実態に近いお話をいただきながら、誰もが納得する形で使い勝手の良い南側の施設を作りたいというふうに思っております。

それから分館の扱いって話も委員の方からありましたよね。これについては、区役所さんの方でいいのかな。

区 すいません、私から報告させていただいた内容は、本日はワンストップワーキンググループでの機能ということで、今、分館でやってる結核の受付と生活保護の受付の話をしていただいているので、ちょっとそのご報告を本日はさせていただいた。

分館ということについて、ちょっと、その辺は現状を私は承知してますので、お声があったということで、お聞きさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

有 ちょっとよく分からない話だったんですが、分館のところは残るかもしれないって話で、全部丸ごと。

区 分館機能ということで、生活保護の受付と結核があるのを今回機能移転しようということで、その部分についてはちょっと今回ここでまだ議論っていうことではない。

もちろん当区においても、今後分館どうしていくかというのはどうするでもないので、特にお答えさせていただく内容はちょっと申し訳ない、本日はごさいませんということ。

有 それからスペースの広さ、規模感の話で先ほどいろいろ意見ありましたが、その生保の相談窓口と結核検診で今使われてるスペースってというのは、実はどれくらいのものなのかっていう、我々全然空間的にどれくらいスペースが要るかってのはイメージつかないので、ちょっと参考までにそれでいいかどうかは別として。

区 ちょっと精査をさせていただいてるところなんですけど、結構今の分館の施設の床面積ってというのは、ひどい状況になってまして、その部分をやはり新しい市民センターの中で、ちょっと平米数も考えた上で、機能移転していきたいなと思ってますんで、一番ちなみに分館今現在ちょっと大きくて、例えば延床面積ですね。

その面積が全部移るという訳じゃなくて、今分館5階建てで使っていない部分もあるんですが、総床面積は1,600ぐらいあって、例えば1階で300ぐらいです。例えば、結核とか使ってるのも300ぐらいなんで、その辺を見据えながら、またちょっと考えていきたいなと。

今現状でいくと、1階とかの面接のところ300ぐらいと、あと3階のところのレントゲン300ぐらいなんで、だいたいそれを踏まえながら、あくまで今現在のそういう広さで使用させていただいてますけど、今後ちょっとそこは機能の部分のお話をいただいた上で考えていきたいなというふうに思います。

有 はい。

→ **ワンフロアが300っていうこと。**

区 ワンフロアが300で、5階建てなんで、1,500~1,600ぐらいあると、使っていない部分もありますので。

有 はい。

→ **すいません、ちょっと教えていただきたいんですけど、その300ぐらい、生活保護の相談窓口300ぐらいで、それで全部足りるんですかね。**

区 だから、ごめんなさい。

→ **検診入れたら600やで。**

区 今の現状を言うてるんで、これからの機能の話があって、どういう要素を入れてそしたらどんな床面積必要になってくるかと、今は分館ご承知だと思ってるんで、5階建てで使っていない部分もあるんですけど、ワンフロアで300強の床面積がありますというのをちょっとこの場でご報告させていただいた。

→ **そしたら、今度もし移転してですよ、機能が移転して、そしたら分館みたいに車椅子で行ったら使い勝手の悪いとかそういう部分っていうのはまだ残るんですかね。**

その分館の機能の中に。

区 例えば300丸々のね、今1階のワンフロアで受付全部使ってるっていう訳ではなく、そこでどんだけのスペースでいくとか、どんだけの機能を持っていくかというのはこれから機能をご議論いただいた上で、当区としてはどんだけ必要になるかを精査させていただく。

→ **これから議論ということで、それはだいぶ前進したと思うんです。**

今の説明でこれからというものも分かったんですけども、何にしても、あそこは福祉の施設なんだから、そんなバリアフリーじゃないものはね、やめちゃいなさいよ。

まずそういう姿勢が大事でしょ。この間、ちょっと知り合いを連れて行きましたけれども、全然ね、区役所さんが言ってる、いや快適に利用できるようにしていますなんていう話じゃないじゃないですか。

車椅子で行ったら。大変でしょうがないですよ。また、そのために職員さんがね、4人も5人もその車椅子のためにくっついてるなんていうのは無駄な仕事なんじゃないですか。

有 ごめんなさい。ここはちょっと大事な話ではあるんですけども。

→ うん、だからそういうのを全部ちゃんと入れるんだったらそれはそれで南側の施設の中に入れるっていうのもいいけども、そこを考慮してもらわなきゃ。

区 今の状況は承知してますので、それを踏まえてどうするかこれから議論になっていくかなと。

有 新しい建物が建つのは5年先ぐらいなんですかね。だからそれまでの期間、今おっしゃられた問題提起されたようなことをきちんと今直ぐ解決するっていうことが大事ですよ。

→ いや、もうとにかく違いますよ。新しく作るんだったらそっちは必ずそういうもんだっていうふうにして考えてもらわないと。

有 もちろんそれはその通りです。はい、ありがとうございます。他に質問は。

→ 私もありますけど。

有 ちょっとこちらから順番に。

→ はい、こういう何なんだろう、こういうこのなんていうかな、まとめ方によくたどり着いたなと思うんですけど、その場合の話し合いのプロセスとしてこのワーキングをやったその中で、追加的意見という言葉がありますよね、追加的意見っていうのがそこが何か私がざっと見るに、そこでの何か議論というか意見というのがすごくポイントになっているように思うんですけど、それは具体的な様相としては、どこの部分っていうかつまり、第7回までは通常の本体的な意見で第8回のワンストップワーキングが追加的な意見なのか、例えばその部分、そういうようなことって、いつどういう形で出てきたんだろうなという物事のまとめのまとめというのは、プロセスとしてちょっと聞きたいなど、ちょっと興味がありました。

有 はい、ありがとうございます。

区 はい、区役所から説明させていただきます。今、委員からご質問ありました追加的なご意見なんですけど、まずワーキングの流れといいますか、経過としまして第7回までで一通り事例の議論は終えた状態でした。

第8回で我々がその議論に対して、こういうまとめ方でいかがでしょうかと提示したところこの水色の資料の6ページ、6、7、8ページあたりですね、正確にはこれより少しバージョンの古い資料ではあるんですけど、このような資料を提示したところ、水色資料の9ページ、10ページにあるようなご意見をいただいたというところです。

流れとしてはその順番になります。よろしいでしょうか。

→ はい、分かりました。

区 ありがとうございます。

→ だからまとめがあったから、一旦あるいはまとめがあってそれに対してまたそれを見てちょっと触発されてっていう、ワンステップ上がった意見が出てきたということですね。

区 非常にいい意見をいっぱいいただきました。

有 はい、委員。

→ 私、普段は福祉とか高齢者とか障がい者の支援関係の仕事してるんですけども、方向から考えてちょっと危惧するところがあって、疑問点なんですけども。

南側と北側と分かれて、それで南側の方に大阪府の方のその総合窓口が設置されるというふうなところまでは出たと思うんですけども、そうすると総合窓口ですからそこに様々な相談ごとが持ち込まれることになると思います。

まさにこのワーキンググループの資料のように。

例えば就業に関しても、これまで労働福祉センターが主に担っていた一般就労だけではなくて、様々な就労希望があると思います。具体的にはやっぱりこの地域は障がいがある方が増えてます。そういう福祉領域も重なってくるような就労希望もあると思います。

そうすると、大阪府の方がその状況をどれだけ受け止めて、そして福祉領域を担当する大阪府とどう連携していくのか。

そのことが、総合相談窓口としてのワンストップ相談窓口を成り立たせる大事な要件だと思います。そういう意味でね、大阪府と大阪府が現在、総合窓口を維持運営していく中で、垣根を越えてどのように話し合われているのか。というふうなことをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

有 はい、ありがとうございます。いいですか、ちょっとどちらに振ればいいのか。市さんの方なんです府さんも。まずちょっと府の方で。

府 今、ワンストップ相談窓口の運営にかかるところのご質問かと認識しています。

これにつきましてはですね、今、就労福祉専門部会の方から、このワンストップ相談窓口の詳細な検討を進めるよう提案があったところですので、これから府市連携してしっかりと議論してまいりたいと思いますので、まだこの場で何かご説明できるようなところ、打ち合わせが、打ち合わせ内容を説明できるようなところは今のところございませんので、これからしっかりと議論してまいりたいと思います。

有 つまり、今はボールが就労福祉から労働施設の部会に投げられたってということですね。

だから、今からボールがここに帰ってきてますんで、この場所であそこに参加される方が多いですけど、参加されない方含めてあの意見どうだ、労働者としてどうするのかっていうのをここでしていただくということですね。

セ センターの状況であれば。

有 関連してちょっとセンターで今取り組んでる状況について。

セ 今ちょっとお話が出たので、今センターのちょっと相談の状況だけ簡単にちょっとご説明させていただきます。

今ご質問ありましたように、私どもの方も相談来られた方が大体おおむねなんですけども、大体4割の方が職業紹介ですとかあるいは労働相談というふうなことでその相談でやる方の支援が大体それぐらい。

残り3割の方が技能講習なりですね資格取得にも繋いでいくと。残りの3割の方が今おっしゃったようにやはり単発の支援ではなくて、いわゆる継続的にですね、やはり課題をお持ちで、なかなか就労にも繋がりにくいので、先ほど申し上げた機関との連携もですね、ちょっとやりながら、今現在も、そういうふうなことの対応はやっぱり増えてきている状況にあるということで、現場レベルとしてはですね、今、非常にそれは取り組んでるところでございます。

とりわけ、やはりおすすり中にもありましたように、やはり非常に緊急的にですね、例えばもう住むところがないんだとかですね、あるいは携帯持ってないんだとかですね、非常にちょっと不安定な状況がある、あるいはセーフティネットにちょっと引っかかれないというような方もいらっしゃるんで、まずその立て直しをですね、やった上で就労に繋いでいくというふうなことをですね、今現在センターとしても対応しておりますので、そのことは少し補足させていただきたいと思います。

有 はい。関連してちょっと発言させていただきますが、いわゆる当初ワンストップ相談窓口を作るときに、一応労働施設の中なので、いわゆる労働の香りがするような支援ということの一つの柱として考えたんですね、その代わりってどこまでが香りなのかっていうのは、そういう話になってるわけですが、本人が本当に結果的に見たら働けるのはちょっと無理よねっていうふうな人でも働きたいというふうな意思があれば、それもうやはり就労支援の広い意味での対象だというふうに私は認識してます。

また、実際に福祉の支援を受けないということをやっても、実はその福祉課題が克服する中で、やはり本人の気持ちがもっと社会に参加したいというふうにどんどん変わっていくこともあるわけですね。

そういう意味では、福祉と就労の、何ていうのかな、間を線引きするっていうのは、客観的にできないっていう私は思ってるんですね。

だから、その部分のある種融合っていう、あるいはもうしっかり繋ぐという仕組みをどうやって作るのかが大きな今回の課題だというふうに思っているということです。

その辺のね、ことを巡って、もう少しきちんとした中身を精査するような議論が要るのかなというふうに私は思ってるということですけどね。

他、これに関して何かありますか、いいですかこれに関しては委員お願いします。

→ さっき有識者、進んだっておっしゃってましたけど、労働者にとっては進んでないと思います。やっぱり、あいりん職安が、労働者の仕事の問題についてどうするのかということ抜きにして、この間ちょっとお聞きしたいんですけども、あいりん職安が一つ仕事の紹介されてましたね。何日か前ね。

あれ1件だけですか。それとも、それ以外にもあったんですか。

国 労働局です。今委員おっしゃっていただいた通りですね。今年何年かぶりに求人を出していただいたところでございます。

個別の紹介状況につきましては、詳細は差し控えますが、求人に応募いただいておりますので、職業紹介を行ったというところでございます。

今後ですら職業紹介を行っていくためにですね、また求人を出していただくような取り組みを進めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

→ それ、さっきも言った1件だけですか。

1件だけですか。積極的に、私はやっぱり就労の状態を作っていくっていうのは、職安としての義務があると思いますんで。

こないだ一件ですけども、これちょっと賃金が安すぎるなというふうに私は思いましたけど、もっと広げていただきたい。

就労紹介することについては私は賛成ですので、あいりん職安もやっぱりちゃんと責任を果たしてもらおう中でのこういう会議やったらわかるけども、今の有識者の話の中で進んでないと、労働者にとって進んでないというふうに私は思います。はいそれだけです。

有 委員お願いします。

→ 他の委員の尻馬に乗るわけじゃないですけども、やはりあいりん職安はね、もうちょっとそういう一番の責任所在としての自覚を持って会議にも臨んでいただきたいと。

日雇い職安というね性格から、変わった形でね、新しい労働施設の中で活動をするわけでしょ。

ね。それをもっともっと積極的にやっていただかないと、もちろん僕らの日雇労働者の仕事を紹介してくれるのもいいですけども、もっともっていろんな人にね、いろんな人が来て、ここで仕事を見つけることができるというね、それをやるのは、労働福祉センターそのものじゃなくて、やっぱり国が主導してね、やるっていうのを、ぜひとも見せてほしいと思ってます。

→ 他の委員の尻に乗っかる訳じゃないけど。そもそも労働センター、釜ヶ崎の主要施策っていうのは国が作ったんですよ、全部ね。全部計画して日雇の一局集中で、わざわざセンターを建ててね。そこから求人をしてやるっていうので、労働センターの実際の責任者もやね、職場のOBが行ってやってたわけじゃないですか。

元々は国が大阪府に派遣してね。労働行政も全部をやってたわけでしょ。あいらん施策もそうじゃないんですか。

そこら辺も踏まえてね。

今後の新しい労働施策についても、寄り場機能も含めてね、やっぱ国が基本的な責任を持つと、全体的には任しとけよ。

実際に仕事はね、どれだけできるか別にしろ、このエリアについてはね、やっぱ国が元々作ってやってきた経緯があるわけだから、責任を持つと、ただ細かいところではね府市にも協力を願うということになるだろうと思うんですけども、これがねあべこべになったらやっぱおかしくなるんですよ。

府市というふうにはね、任せちゃってね、もう知らん顔するのだけはやめてもらいたいなど、そういう若干機微を抱いておりますのでそういうことがないように、次の方としてはですね、新しい寄り場機能についてもですね、全面的に責任を負うと。いうことで頑張ってもらいたいんです。以上であります。

→ 国の労働政策であそこに労働者を集めてやったんだからね、失業の問題も、ホームレスの問題もね。福祉だとかそういうだけの話じゃなくて、国が責任を持たなきゃいけない問題なんです。

→ そこに乗っかるんじゃないんですけれども、うちでサポーターハウスなどに住んでらっしゃる方は、障害があって手帳を持ってる方とかいろいろなことで一般就労ができない方が多いです。

そういう方たちの相談に乗ってますと、やっぱりそういう方たちが、作業所であるとか、そういうところで仕事を、仕事をしたいけども、一般就労ができないっていう人もたくさんいらっしゃるわけです。

そういう人たちが相談に行ったときに、本当に一般就労じゃない就労支援をしていただけるような、そういう形での就労もしっかり相談に乗っていただけるような体制をとっていただかないと、結局、取り残される人が出てくると思うんですね。今すごくその作業所に、変なっていうか、困った作業所とかがすごく出てきてるのもうご存知かと思えますけれども、そういうところをちゃんと精査していただいて、本当に自分が仕事をして、仕事に生きがいを持てるような、うん。そういうような仕事を紹介していただけるような、そういうところを本当にあの国の責任でちゃんと淘汰していただいて、お願いしたいと思います。

有 はい。ありがとうございます。

はいたくさん意見いただいておりますがなんていうのかな。

日雇労働の規模が縮小しているとしても、やはりそれを求めている人はね、きちっとしている中で思いをきちっと受けとめるような体制をやはりこれまで同様しっかり作っていくということは、大事な一つのポイントだと思ってます。

それからもう一つは障がいを持つ者とかそれから委員がお話されたように、なかなか一般就労に馴染むことが難しい人たちの課題、これをこの地域の中でどうやって受け皿を作るのかっていうところは、やっぱ結構大事なんですよね。

障がい者就労の支援がどうもちょっとこの地域では十分まだできていない。そのあたりを行政そしてまた民間の事業者たちと協力する形で作っていくっていうのが、課題だろうなというふうに思ってます。

関連していわゆる労働局というか、進めて一体的事業実施っていう仕組みがありますよね、こ

これは自治体の方から地域の就労困難な人たちをはじめとして、いろんな支援をやっていくに当たって、国に協力をお願いするというそういうたてつけになっているので、行政の市町村並びに府県の方から問題提起をするということがまず前提なんですけども、一方で厚労省の職安全体の方針としては、従来のような一般労働市場への職業紹介よりも、それも民間でかなりできてるから、そっちはちょっと手を抜くわけじゃないんですけど、ちょっとそれよりも就労困難な人たちの支援をもっと重視するっていうのが、この労働局の基本的な考え方ですよ。

ただその考えはいいんですけども、支援の仕組みがね、やっぱ紹介っていうところを、あの越えることができないでいつてるなっていうふうに思ってます。

同じ厚労省の中で生活困窮者の場合は民間の事業者と協力しながら中間的な支援の仕組みとかね、丁寧な相談をやりますっていうふうになってて、その部分と、労働、その公共職業紹介という仕組みはちょっと違うんだけど、でもどっちかだけでっていう話になってちょっと結構しんどいですよね。

だからその部分、困窮者に対して全部やればいい、やればいいじゃんというふうなことではなくて、公共職業紹介の仕組みを使いつつ、民間の支援機関とどういふふうな協力連携を図るのかっていうその仕組み作りをね、やはり考えていくことが今も求められてるのかなと思ってます。

一体的事業実施についても国の作った仕組みは、生保受給者についての支援の仕組みと、それ以外の比較的就労に近い一つの仕組み、二つあるわけですが、西成は、この地域に関してはそんな分けてられへんよねっていうことでこれまでの我々の議論はあいりん方、西成方っていうことで、そこをごっちゃにした仕組みが望ましいよねっていう問題提起をしてきたんですよ。

それをさらに具体化することが、丁寧な支援っていうものとその紹介というのが綺麗な上手にうまく繋がるようになるのかなっていう希望私は思っております。

はい。他にご意見ございませんか。いいですかね。

はいたくさん意見いただきました。問題提起を改めて整理しますが、相談窓口の内容は、就労と困難者支援福祉的な支援、就労の支援ですね、これをどういふふうに一体的に実施するのかということの中身、またそのスペースのことも含めて丁寧に今後議論していきたいというふうに思ってます。

また、生保受給者の相談窓口、検診機能の配置というふうなことも、問題提起としていただきました。これをなんていうのかな。本当に受け止められるかどうかっていうところを、今後引き続きしっかりと議論を進めていきたいというふうに思っております。

区役所さんとか、何か補足ありますか、大丈夫ですかね。とりあえず、今日は議論がでつくしたというふうに理解をさせていただきます。

私の方から最後までまとめているかと思いますが、ワンストップのこのあいりん地域における設置について、非常に有効なもので、もうこれしっかり具体的な形に進めて形に作り上げていくということで、今日参加いただいた皆さんたち目標としては認識を持てたかなというふうに思っております。

そして就労支援に当たっても、まず生活環境を整えるというふうな、ちょっともちろん福祉的な課題の解決というふうなこともしっかり入れ込みながら、労働施設におけるワンストップ相談窓口を設置するという方向で考えていくということだと思います。

また生保受給者、それから結核検診等々、そういった分館機能の一部をどういふ、今後更に受け止められるかについての議論を進めていこうということだと思います。

この他、ちょっと今日はなかったんですけども、外国人の人たち、利用者が増えてますよね、そういった課題とか、高齢化する労働者の人たち、それから高齢施設でも働きたい、それから障害を持った人たち、そういった多様な人たちも含めてきちんと受け止められるという状況を作

っているということも結構大事になってきているというふうに思います。

一方、新労働施設については、3年前にさっきも言いましたが基本設計が一応出来上がっているという状況があります。

それを改めて見直していくと。スペースが限られた8,000㎡というスペースを有効的に活用する、そしてまたそれぞれの支援の機能がうまく、バラバラではなくて、お互いを連携し合いながら、機能するような配置、そしてまた、なんていうか空間的な繋ぎのようなものも大事だと思うんですが、そういったところを丁寧に議論していく必要があるかと思えます。

ただ、やはり一方で5年先といっても、計画をきちんと見直すにあたっては一定の時間が必要なので、丁寧にスケジュールも含めてですね、考えていくということでは、ここについては、大阪府さんにしっかり全体の管理を進めていって欲しいなと思っております。

あと、以上のようなことを事務局においては次回今日の話の踏まえて、課題や今後の進め方などについて可能な範囲で説明をいただき、引き続き皆さんたちと議論をしっかり進めていきたいというふうに思います。以上です。

→ すいません一つだけ。12月の強制執行の時に動けなくて布団のまま運ばれてうちに来られた方なんですけれども、もう本当にそのときは命の危険があつて大変でしたけれども、今ずいぶん元気になられまして、あの食事もすごく食べることができるようになって歩けるようになりまして、コスモからローソンまで1人で歩いて行って、自分でお金も払ってパン買ってきたりっていうこともできるようになりました。

自分で行くのはもう本当に1週間のうち1回か2回とかっていうそんなぐらいですけれども、本当にもう見違えるように元気になって、ただ、まだ褥瘡が残ってるので、歩くとそれが悪くなって、ちょっと危険なところもあるんですけれども。

命の危険からは、もうだいぶ離れましたので、皆さんそのことをお伝えさせていただきます。よかったです。

府 はい、それでは報告事項といたしまして、労働施設検討会議の議事録概要等の取り扱いなんですけれども、第67回の議事録概要案へのご意見につきましては、3月14日までをお願いいたします。それから次回労働施設検討会議の開催日程でございますが、次回の開催は令和7年4月を予定しておりますが、開催の折には事務局より改めて開催案内をお持ちさせていただき、周知させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは本日の労働施設検討会議終了したいと思います。本日はありがとうございました。